人又は更生会社（会社更生法72条４項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）がその権限に基づいてする貸付金相当額として控除した傭船料回収金更生協力金につき、貸付先から返済を受けた場合の返済金相当額及び、②傭船費用に該当しない更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用として控除した傭船料回収金更生協力金につき、後日余剰が生じた場合の余剰分相当額については、各返済金相当額及び（又は）余剰分相当額が確定した直後の各回弁済日、最終弁済日あるいは本弁済日のいずれか早く到来する期日において、将来傭船料債権更生担保権者に対して弁済する。

エ　円貨以外の通貨に関する特則

円貨以外の通貨により将来傭船料債権更生担保権に対する弁済額が算定される場合には、当該円貨以外の通貨額に関しては、各弁済日の前日のレート（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の直物為替建値）によって円換算した金額を弁済する。この場合、実際に弁済した円貨額が将来傭船料債権更生担保権の弁済額となるものとする。

⑶　確定更生担保権額を下回った場合の措置

傭船料債権の回収金を原資とする、第１回弁済額、各回弁済額、最終弁済額及び運転資金留保金の合計額（前記⑵ウの傭船料回収金更生協力金の精算金として弁済される額を含む。以下「傭船料債権回収金弁済総額」という。）が将来傭船料債権更生担保権の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額（将来傭船料債権）」という。）、将来傭船料債権更生担保権のうち確定更生担保権不足額（将来傭船料債権）に相当する金額については、本章第３節第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第４章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、最終弁済日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

⑷　確定更生担保権額を上回った場合の措置

傭船料債権回収金弁済総額が将来傭船料債権更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）」という。）において、当該将来傭船料債権更生担保権者が、一般更生債権（ただし、傭船料債権回収金弁済総額が将来傭船料債権更生担保権の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）に相当する部分について、将来傭船料債権更生担保権と同等に取り扱うこととし、各回弁済日及び最終弁済日において、確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）に相当する部分について、本章第３節第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を弁済する。

第２　船舶抵当権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８－２「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　852,136,537円

（債権者数）　１名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　弁済方法の基本方針

ア　本件船舶の売却

管財人は、別表８－２「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載の更生担保権（以下「船舶更生担保権」という。）については、別表10－２「存続する担保権一覧表（船舶）」の「担保権の目的物の表示」欄記載の本件船舶を、原則として、現行傭船契約終了後に、後記⑵の定めに従い売却する。

イ　売却手取額の弁済

管財人は、本件船舶を売却したときは、本件船舶の売却代金（以下「本件売却代金」という。）から、後記⑶に定める本件船舶の売却に必要となる諸経費及び船舶売却代金更生協力金（以下「諸経費及び船舶売却代金更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済する。

ウ　暫定売却手取額に係る預金への担保変換

管財人は、諸経費及び船舶売却代金更生協力金の確定には、本件船舶の引き渡し後、一定の期間を要することから、本件船舶を売却したときは、前記イの定めに関わらず、暫定的な処置として、船舶更生担保権について、本件売却代金から、本件船舶の引渡時において判明している諸経費及び船舶売却代金更生協力金（以下「暫定諸経費及び暫定船舶売却代金更生協力金」という。）を控除した残金（以下「暫定売却手取額」という。）に係る預金質権に変換する。

エ　仮弁済

管財人は、後記⑸の定めに従い、更生計画認可決定確定日又は後記⑵以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額について、仮弁済を実施する。

オ　本弁済

管財人は、諸経費及び船舶売却代金更生協力金が確定したときは、後記⑹の定めに従い、売却手取額から仮弁済額を控除した額について、本弁済を実施する。

⑵　本件船舶の売却

ア　原則

管財人は、現行傭船契約終了後、裁判所の許可を得て、本件船舶を売却する。管財人は、本件船舶の売却にあたり、広く買主候補を募り適正な競争環境を確保して売却価格が公正・妥当なものとなるよう売却手続を進めるべく、原則として、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社新生銀行及び（又は）ブローカー数社に買主候補の探索を依頼し、かつ、入札形式により本件船舶を売却する。ただし、管財人は、売却価格の公正性・妥当性が確保できると管財人において判断した場合には、裁判所の許可を得て、入札形式以外の相当な方法により本件船舶を売却することができる。なお、管財人が本件船舶を売却するときの条件は、原則として、検船時の現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わない。

管財人は、本件船舶を売却するに当たり、本件船舶の更生担保権者（以下「船舶更生担保権者」という。）の同意を得る。

イ　現行傭船契約の更新等の場合の措置

管財人が本章第１節第１、２⑴イの定めに従い現行傭船契約を更新等したときは、前記アの定めに基づく売却は、更新等傭船契約終了時の本件船舶の売却に準用し、それ以後の更新等傭船契約についても同様とする。

ただし、更新等傭船契約の契約期間にかかわらず、更生計画認可決定日から18年が経過したときも、前記アに基づき売却をする。